

小学校の通常の学級における小児慢性特定疾患児童にかかわる

特別支援教育支援員配置の成果と課題

—専門性としての復学支援と教育相談的役割を見据えて—

田中 亮（長野県塩尻市立桔梗小学校）・奥住 秀之（東京学芸大学）・
大井 雄平

要旨：小学校の通常の学級における病弱教育の推進に資することを目的として、小児慢性特定疾患に罹患している児童を対象として配置されている特別支援教育支援員本人・担任教員・保護者のそれぞれに、実践上の成果と課題を聞き取るインタビュー調査を行った。その結果、学習面や生活面に関する多くの成果が挙げられた中で、復学支援や教育相談的役割といった発展的役割を担うことが確認された。これは、病弱教育の意義の具現化、現代的課題の解決にもつながる内容であり、病弱教育の中で支援員が独自の専門性を有していると捉えられた。一方、課題の解消も求められており、今後は、制度改革、校内支援システムへの参画、多職種連携・協働などが重要な視点となることが示唆された。

キーワード：小児慢性特定疾患 特別支援教育支援員 復学支援 教育相談

1. はじめに

平成19年、特殊教育から特別支援教育への転換が図られる中で文部科学省からの財政措置によって特別支援教育支援員（以下、支援員）の配置が始まった。同年、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より、資料「『特別支援教育支援員』を活用するために」が発出され、支援員の具体的な役割として「特別支援学級や通級による指導の対象者の増加、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への教育的対応への期待、障害の多様化等を背景に、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や学習支援、安全確保等の学習活動上のサポートを行うこと」等が挙げられた（文部科学省, 2007）。

その後、自治体ごとに採用は進み、導入から15年以上が経過した現在では、これまで主な目的や対象としてきた発達障害児支援にとどまらず、目的や対象の拡大、様々な配置の形態等が見られるようになってきている。そこで、本稿では、小児慢性特定疾患等に罹患している児童を対象として配置される支援員について着目することとする。

小児慢性特定疾患等に罹患している児童を対象とする支援員の具体的な配置の形態としては、教室の中に入り込み、生活規制や学習保障に対応する支援を行う場合や長期入院後に医療上の指示により自宅療養する必要がある児童の復学支援を行う場合などが報告されている（国立特別支援教育総合研究所, 2017）。小児慢性特定疾患等に罹患している児童の通常の学級への在籍が増加している現状を鑑みると（丹羽, 2017）、今後はより一層の配置の促進が想定される。しかし、小学校の通常の学級における小児慢性特定疾患等の病気を有する児童にかかわる支援員の配置に関する検討はまだ多くはなされていない。

小学校の通常の学級における小児慢性特定疾患児童にかかわる 特別支援教育支援員配置の成果と課題

そこで、小児慢性特定疾患に罹患している児童を対象として配置されている支援員本人・担任教員・保護者のそれぞれに、実践上の成果と課題を聞き取るインタビュー調査を行い、その結果を分析することで、支援員の果たす役割や専門性を考察し、小学校の通常の学級における病弱教育の推進に資することを目的に行う。

2. 方法

2.1. 調査期間

20XX年5月下旬から12月上旬にかけて調査対象者への聞き取り調査を行った。

2.2. 調査対象

小児慢性特定疾患罹患児童を対象として配置がなされた5ケースにかかわる、支援員本人、支援員の配置された小学校の通常の学級の学級担任、該当児童の保護者の計15人を調査対象とし、半構造化面接による聞き取り調査を行った。

対象とする支援員のうち、採用形態は、都道府県費職員が1名、区市町村会計年度任用職員が4名であり、教員免許の保有者は3名であった。

また、調査時点での採用期間の平均は約1年7か月であり、配置の対象となった児童の学年は、3年生3名、1年生1名、4年生1名であった。

2.3. 調査内容

質問内容は(1)「支援員配置による成果はどのようなことがありますか」(2)「支援員配置の課題はどのようなことがありますか」の2点であり、調査時間はおよそ20～30分程度であった。インタビュアーは本稿筆頭筆者であり、調査対象者の口頭による回答の記録を行った。

2.4. 分析方法

調査によって得られたデータは、記述統計的に分析した。調査項目(1)(2)について、インタビューを録音し、面接内容の逐語録を作成し、意味のかたまりごとに要約し、回答の意味が変わらないように留意して、類似した項目をまとめた。

2.5. 倫理的配慮

回答は任意であること、データは統計的に集約され、学校名や回答者が特定されないかたちでを使用することを口頭と文面によって示した。調査に際しては、本稿筆頭筆者の所属学校の管理者、調査対象となる学校の管理者に承諾を得た上で行った。なお、調査に際しては、本稿筆頭筆者所属先の管理者の許可を得るとともに、東京学芸大学倫理委員会の承認を得た(受付番号435「小学校の通常の学級における病弱教育の推進に関する研究」)。

小学校の通常の学級における小児慢性特定疾患児童にかかわる
特別支援教育支援員配置の成果と課題

3. 結果

3.1. 支援員配置の成果

支援員配置による学習面及び生活面に関する支援の内容と主な具体的な成果は、表1の通りであった（表1）。

なお、回答を見ると、支援員本人、担任教員、保護者の立場による違いは少なかったため、全ての回答を合わせて表に整理した。

表1 支援員配置による実施された具体的な支援と成果

実施された具体的な支援	成果に関する主な内容
学習面	
授業時に対象児童の隣に行う個別支援	学習の遅れを取り戻すことができた
授業時に学級全体の中で個別支援	学習空白を防止することができた
放課後や休み時間等に行う個別支援	学習のつまずきによる心理的負担の軽減や長期欠席予防につながった 保護者の学習の心配に寄り添うことができた 担任の先生と連携が成果を上げた 児童本人が学習に前向きになった 体調に合わせた無理のない学習ができた 支援員の役割が明確になった 感染症流行による欠席の学習保障に対応できた 本人の学力向上につながった 学級全体の学力向上につながった 復学時に院内学級での学習と在籍小学校とのつなぎとなった 家庭学習と学校の授業とのつなぎができた
生活面	
廊下歩行や階段の上り下りなどの教室移動補助	安心して学校生活を送ることにつながった
見守りや観察表の記入による健康の維持管理	保護者の復学への不安に寄り添うことができた
休み時間の遊び支援	自然な流れでの復学が促された
学校行事への参加補助	健康面の不安に寄り添うことができた
本人・保護者・担任教員との相談	担任の先生と協力してきめ細やかな支援ができた
給食支援（配膳・食事量の調整等）	担任一人ではなかなかできないことも行うことができた 児童本人が学校に行きたいと感じるようになった 生活に意欲がもてるようになった 担任教員や保護者単独ではできないことが可能になった 困ったときに気軽に相談できる安心感につながった 支援員と児童本人と一緒に過ごすことでリラックスできた 児童の心の内面まで迫ることができた 円滑な復学につながった 学校全体で病気の子どもの情報を共有することができた

小学校の通常の学級における小児慢性特定疾患児童にかかわる
特別支援教育支援員配置の成果と課題

3.2. 支援員配置の課題

支援員配置の課題は、支援員本人、担任教員、保護者のそれぞれによって大きく異なる性質をもつものであったため、立場ごとに分類して内容を整理した（表2）。

表2 支援員本人・学級担任・保護者の3者による支援員配置の課題に関する回答

回答者	具体的な課題の内容
支援員本人	学習面 学習面のフォローの効果が未知数 学習の蓄積が進みにくい 契約による学習フォローの期間や時間の制限 支援員も使える教材費等の予算があると支援の幅が広がる 本人が学習に前向きになれないときの支援方法
	生活面 保護者との支援方針の相違 担任教員との支援方針の相違 学校や学級のリズムに合わせるように促すことの困難 体調管理に迅速性がないときがある 病気による困難さか、疲れかの見極めの困難 記録を書く時間等の確保・引き継ぎの困難
	その他 担任の先生と情報交換する時間が確保の困難 契約上の勤務日数の制限 研修の機会の確保 養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校看護師等との連携・協働
学級担任	学習面 支援員との支援方針の相違 支援員の具体的な勤務内容（個別指導への対応、教材づくりの補助等）の統一
	生活面 担任教員・支援員・保護者の3者間の支援方針の相違 情報交換の時間確保
	その他 支援員配置に関する教職員への周知 教育委員会からの情報提供の少なさ 配置の条件の制限 予算確保と年度途中の配置の困難 自治体と学校との温度差
保護者	学習面 本人との相談時間の確保 家庭学習への助言が欲しい
	生活面 給食や掃除などの生活面のニーズやねがいは支援員に伝わりにくい 医療との連携 学年が上がっていくことを見据えて生活の力をつけて欲しい 宿泊行事への参加をお願いしたい
	その他 配置までの経緯が長期間に渡る 一年ごとに支援員の配置がしてもらえるかどうかの不安が高い 配置に関して保護者のニーズや願いが伝わりにくい 積極的に支援員配置の成果を公表しないことに不信感をもつ 保護者と支援員との連絡方法

4. 考察

4.1. 小児慢性特定疾患等児童に対して支援員の担う役割

学習支援が多く挙げられ、一斉授業の内容についていくことができるように教室に入り込んで行う支援と個別支援とを実態に合わせて組み合わせる工夫がなされ、授業を行う担任教員の補完的支援と言えよう。そのため、毎日の授業進捗や理解度などの日常的な情報交換は欠かせないものとなるであろう。また、生活面に関連して、健康の維持管理が行われており、具体的にはぜんそくや1型糖尿病などの疾患により常時見守りが必要な児童の健康確認、発作・急変時の対応などである。これは、医療機関、学校看護師や養護教諭との連携の下、これは命にかかわる高度な専門性と捉え得るであろう(泊, 2018; 奥住, 2018)。

給食、休み時間、学校行事等などの支援は、授業場面に限らず、児童が楽しい学校生活を送ることができるように役割を果たしており、Quality of Life (QOL: 生活の質)の向上につながっていた。このような面への担任教員や保護者が寄せる期待は大きいことは結果から窺い知ることができた。

4.2. 支援員が担う復学支援や教育相談的な役割

支援員配置による成果の中で特に注目したいのが、復学支援と教育相談的な役割についてである。復学時の支援については、退院時や大きな治療後に児童本人の体調に合わせて、学習空白の防止・学習の遅れへの対応を行うためのフォロー、廊下歩行や階段の上り下りなどの教室移動支援、本人や保護者の相談相手となる心理的支援などが行われており、一定の成果が上がっていた。復学支援は、病弱教育の現代的な課題として捉えられているが(田中, 2020)、支援員配置という人的支援により、きめ細やかな支援の実現につながっていることが指摘できた。

また、保護者の具体的な回答の中には、

「復学後も見守ってもらえて安心」「退院後に困りそうなことを相談できた」「話し相手になってリラックスにできていた」「給食や休み時間、行事などでいつも支えてもらえる安心感がある」「いつもそばにいてもらえるので相談しやすい」「入院で遅れていた勉強を丁寧に覚えてもらった」

担任教員の具体的な回答の中には、

「児童の内面まで知っているからありがたい」「心理的な不安定さに対応してもらえる」「担任一人ではなかなかできないことが多いのでとても助かっていて常に安心感もてる」

などがあり、これらは、本人、保護者の不安に寄り添うことにつながっていたことを表す回答であった。

つまり、「入院と復学」「院内学級と前籍校」「家庭と学校」「担任と児童本人」などの様々な状況、学びの場、人とをつなぐ要となり、いわゆる橋渡しのような役割を支援員は担っており、それにより、本人・保護者・担任教員の不安に寄り添うことにつながることが示唆された。これは、教育相談的な役割を果たしていると捉えられ、病弱教育の意義のひとつである心理的な安定につながることが考えられた。

なお、教育相談という点について言えば、支援員は多様な採用形態であることから、

小学校の通常の学級における小児慢性特定疾患児童にかかわる 特別支援教育支援員配置の成果と課題

勤務する人のこれまで歩んできた経験もキャリアの蓄積も、保護者や児童本人、あるいは、担任教員との相談、ひいては、心理的な支えにつながる可能性もあるだろう。

このように、支援員が復学支援や教育相談的な役割を担うことは、病弱教育全体の課題や意義にもかかわっており、配置開始当初よりも拡大・発展してきた役割である。支援員は小学校の通常の学級において、小児慢性特定疾患等児童に対して支援を行う上では欠かせない非常に重要な存在となっていると考えられた。今後は、自宅や病院への直接訪問を可能とするような弾力的な勤務を行ったり、ICT・ネットワーク環境の活用した遠隔授業等と併せて配置したりすることで、さらなる学習フォローや長期欠席の防止にも成果を上げることができる可能性もあるだろう。

4.3. 支援員配置の課題と改善に向けて

学習面・生活面の両方の支援において、制度の充実を求める回答が多く挙げられた。特に、雇用の不安定さ、勤務形態の改善の必要性、制度の未周知は、支援員本人・学級担任・保護者の3者から共通して挙げられている点は特徴的であった。また、情報共有の時間不足とそれに起因する支援員・担任教員・保護者の3者間で生じる支援方針の食い違いも制度上の課題によるものと考えられた。具体的には、支援の効果や成果を実感しにくい、日々の実践に対する自信がもちにくい、何をしたら（してもらったら）いいかわからない、指導・支援の重点が支援員と担任教員では異なるといった点は支援員配置による特徴的とも言える課題が挙げられていた。武田・斉藤・新井・神常(2011)は、支援員に共通する課題として、勤務日数や時間の都合が限定的であり、雇用不安定さである点を挙げ、それにより、連携や研修や情報共有に困難が生じてきていると指摘しているが、本研究においてもこれと重なる指摘となった。

また、配置の条件が、退院時や常時見守りが必要な児童等といった限定的である点、通院や体調不良等による欠席の場合は支援員も勤務できないなどの勤務形態が不安定である点等が挙げられたが、これは小児慢性特定疾患罹患児童を対象とした支援員配置にある特徴的な課題であった。

このような課題を解決し、雇用の安定化や予算・人材の確保等を図るためには、学校だけの解決は難しく、自治体の理解と協力も大きく必要となる。とりわけ、入院の短期化・頻回化、在宅医療の推進が中心となっている小児医療の実態に照らし合わせると、小児慢性特定疾患罹患児童を対象とする支援員配置に関しては、制度設計を見直し、支援員・担任教員にとって円滑な指導・支援を可能とするための改革が必要となる可能性が示唆された。加えて、支援員に対する研修体制の未構築やロールモデルの不足も関連していることが考えられた。今後は制度改革への期待が寄せられるとともに考慮していきたいのは、現行制度等の中での現実的な視点としては、職員室や廊下での立ち話や親睦会への参加など、いわゆるインフォーマルな連携や協働を通じた職種や立場を超えた同僚性の構築も、多職種連携・協働の視点のひとつとして考えられるであろう。

5. まとめにかえて

特別支援教育支援員が復学支援や教育相談的役割を担うことは、支援員の役割が配置開始当初よりも発展・拡充してきている可能性が推察された。配置当初は、主に LD・ADHD・ASD 等のいわゆる発達障害児を対象とすることを主にしており、なおかつ、担任教員の補完的な役割に担うことを中心にその役割が定められていた。しかし、現在は、配置当初の対象や役割にとどまらず、小児慢性特定疾患等に罹患しており、学校生活を送ることに配慮・支援のニーズのある児童を対象とし、ひいては、病弱教育の意義の具現化、現代的課題の解決にもつながることが本研究の結果から示唆された。これは、病弱教育の中で、特別支援教育支援員が独自の専門性を有していると捉えられる結果であったと言えよう。担任教員や保護者が、小児慢性特定疾患等に罹患している児童の配慮・支援の充実に向けて、支援員の活躍に寄せる期待は大きい。

一方、支援員が専門性を発揮し、安定した配慮・支援を実現するためには、課題が少なからず挙げられており、それらの解消が求められていた。具体的には、国全体あるいは自治体レベルでの制度改革の必要性が考えられたが、実践上の視点としては、校内委員会や校内研修への参加や支援計画策定などの特別支援教育の基礎的ともいえる校内システムへの参画、支援員と養護教諭や学校看護師等、他の職種との連携・協働などは、今後の重要な視点となるだろう。

また、本研究は小学校の通常の学級を対象とする調査であったが、学びの連続性の担保という側面を鑑みると、中学校における支援員の配置状況とその担う役割についても今後は検討していく必要があると言える。

参考文献

- 国立特別支援教育総合研究所(2017)病気の子どもの教育支援ガイド. ジアース教育新社.
文部科学省(2007)「特別支援教育支援員」を活用するために.
丹羽登(2017)小児医療の進歩に伴う病弱教育の変化と課題. 教育学論究, 9(2) 191-192.
奥住秀之(2018)特別支援教育における医療との連携. 教育と医学, 784, 80-87.
武田篤・斉藤孝・新井敏彦・神常雄(2011)特別支援教育支援員の現状と課題—特別支援教育支援員へのアンケート調査から—. 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要, 33, 189-193.
田中亮(2020)病弱教育の現代的な課題と専門性. SNE ジャーナル, 26(1), 27-43.
泊祐子(2018)健康問題の多様化に伴う養護教諭の役割拡大. 教育と医学, 63, (10), 68-78.

付記

調査にご協力いただいた教職員ならびに保護者のみなさまに記して感謝の意を表します。なお、本研究は、科学研究費補助金（奨励研究 課題番号 22H04125 研究代表者：田中亮）の助成を受けて行われた。